

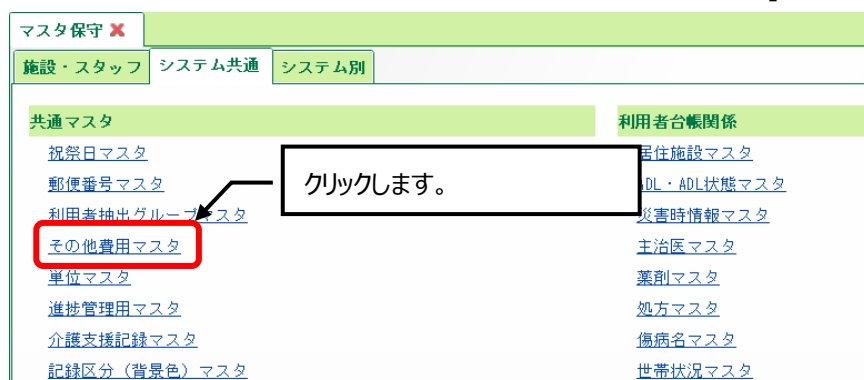
Q 5 その他費用マスタの登録方法

■ 新しい利用料を追加したい場合、どのように登録すればいいですか。

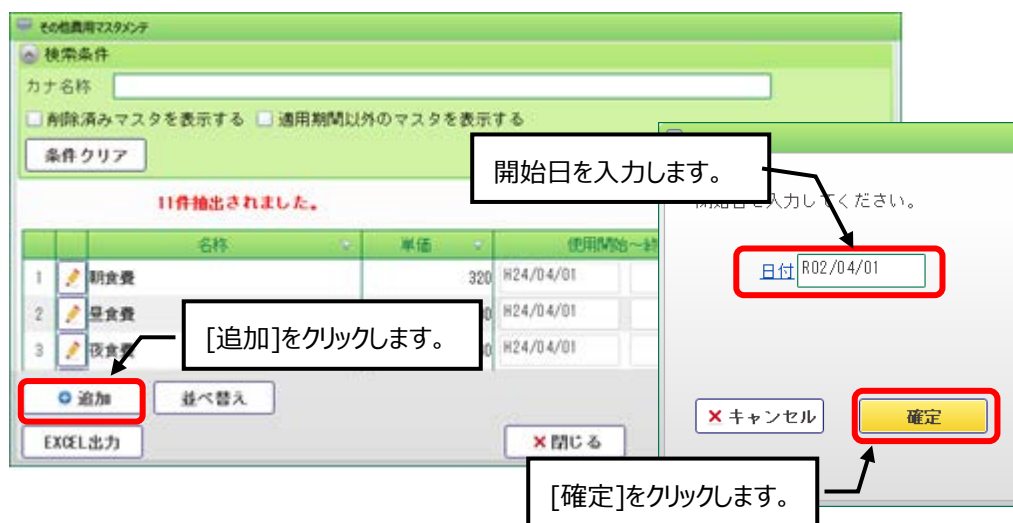
■ Answer

(1) 以下の手順で登録してください。

(a) メニュー【システム保守】→【マスタ保守】画面→【システム共通】タブ→【その他費用マスタ】をクリックします。



(b) [追加]ボタンをクリックし、「開始日」を入力し、[確定]をクリックします。



Point !

追加される「その他費用」は、「開始日」以降に有効になります。

※開始日より前の日付で算定することはできません。

(c) 利用料の情報を入力し、[登録]ボタンをクリックします。

利用料の情報を入力します。
「フリガナ」「名称」「単価」は必須入力です。

[登録]をクリックします。

Point !

利用者毎または利用月毎に都度金額が変わる利用料については、「変動単価」として設定すると、都度金額を入力することができるようになります。

「変動単価」にします。

Point !

介護保険制度における消費税の算定ルールは下記のとおりです。

介護保険サービス	非課税
通所介護などの食事代	非課税
通所リハビリの食事代	非課税 (医療費控除の対象)
おむつ代・理美容代などの日常生活費	非課税
福祉用具貸与	課税
利用者が希望した特別な居室と食事の差額分	課税
大掃除や模様替えなど日常生活の範囲を超えるもの	課税
実施地域以外への交通費	課税
有料ホームとサ高住の食事代	課税 次ページ軽減税率参照
サ高住の生活相談費・安否確認等の生活支援費	課税

(d) 請求書・領収書へ印字される並び順を設定し、[登録]ボタンをクリックします。

並び替えたい項目をクリックします。

[↑]または[↓]をクリックすると並び変わります。

[登録]をクリックします。

(2) 軽減税率について

(a) 軽減税率の登録方法

「消費税」で「課税」を選択すると、「軽減税率対象」というチェック欄が表示されますので、チェックを付けて登録することで軽減税率（8%）にすることができます。

「消費税」で『課税』と付いた項目を選択します。

「軽減税率対象」という項目が表示されます。チェックをつけると8%で計算するようになります。

(b) 有料老人ホーム等の食費の登録方法

有料老人ホーム、特定施設（※）における食費については、提供する金額によっては軽減税率の対象となります。

※特定施設については軽減税率の対象であるか明記されていません。所轄の税務署へお問い合わせください。

以下の場合、食費が軽減税率の対象となります。

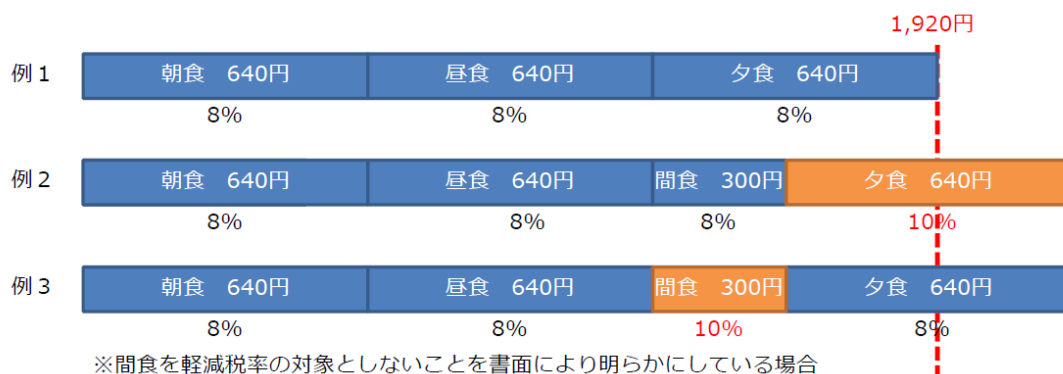
① 1食につき640円以下であるもの。

640円を超える食事については、軽減税率の対象となりません。

例) 640円→8% 650円→10%

② 1日の食費の累計額が1920円に達するまでのもの。

1日の食費の累計額が1920円を超える場合、超えた食事については軽減税率の対象とはなりません。



「単価」を 640 円以下、「消費税」を「課税_税抜き単価」、「軽減税率対象」にチェックを入れたら、「軽減食区分」が選択できるようになります。「軽減食区分」で食事の摂取時間帯を選択して登録してください。

「消費税」で『課税_税抜き単価』を選択し、「軽減税率対象」にチェックを付けます。

「軽減食区分」が表示されますので、摂取時間帯を選択します。

消費税 課税_税抜き単価 ☒ 軽減税率対象

軽減食区分

朝食
昼食
夕食
朝間
昼間
夕間

登録

Point !

超過計算事例

1食あたりが 640 円以下で合算時に 1920 円を超えてしまう施設での消費税計算事例

例) 昼食前に入居し、2 日目は昼食を欠食した場合の計算

[食費単価]朝食 640 円、朝間 300 円、昼食 640、昼間 300 円、夕食 640 円、夕間 300 円

	朝食	朝間	昼食	昼間	夕食	夕間	計算根拠
1 日	×	×	○ 軽	○ 軽	○ 軽	○ 軽	昼食(640)+昼間(300)+夕食(640)+夕間(300)は 1920円以下のため、すべての食費が軽減税率となる。
2 日	○ 軽	○ 軽	×	○ 軽	○ 軽	○ 標	夕食(640)までは1,920円以下であるが夕間を摂取すると超過するため、夕間は標準税率となる。
3 日	○ 軽	○ 軽	○ 軽	○ 軽	○ 標	○ 標	昼間(300)までは1,920円以下であるが夕食を摂取すると超過するため、夕食・夕間は標準税率となる。

(3) 医療費控除について

医療費控除の対象である利用料を登録する場合は、「医療費控除」で「対象」を選択して登録してください。

食費の履歴情報

履歴追加 取消 開始日 H27/06/01 履歴

フリガナ ショウ

名称 食費

単価 300.00 単位

消費税 非課税

医療費控除 対象

集計科目

削除済み

フリー入力 固定単価 減免 社会福祉減免対

使用量入力 入力不可

「医療費控除」で『対象』を選択します。

Point !

医療費控除の対象となる利用料は一般的に以下の通りです。

- ・通所リハビリテーション
食材料費、おむつ代、日常生活費として利用者負担であることが認められるもの
- ・短期入所療養介護
食材料費、理美容代、日常生活費として利用者負担であることが認められるもの
- ・介護老人福祉施設
食費、居住費の2分の1の額
- ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
食費、居住費

(5) 減免について

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の対象である利用料を登録する場合は、「減免」で「対象」を選択して登録してください。

「減免」で『社会福祉減免対象』を選択します。

減免: 社会福祉減免対

減免対象外

社会福祉減免対象

Point !

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

軽減を実施している社会福祉法人が提供する以下の介護保険サービスを利用している被保険者が、要件に該当する場合、申請により介護サービス費の 1 割の自己負担額並びに食費・居住費の自己負担額について、原則 4 分の 1（高齢福祉年金受給者等は 2 分の 1）軽減されます。

サービス	減免対象	備考
①訪問介護	介護サービス費	
②夜間対応型訪問介護	介護サービス費	
③通所介護	介護サービス費・食費	
④認知証対応型通所介護	介護サービス費・食費	
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービス費	
⑥小規模多機能型居宅介護	介護サービス費・食費・宿泊費	* 1 を参照
⑦複合型サービス	介護サービス費・食費・宿泊費	* 1 を参照
⑧短期入所生活介護	介護サービス費・食費・滞在費	
⑨介護老人福祉施設	介護サービス費・食費・居住費	* 1 を参照
⑩地域密着型介護老人福祉施設	介護サービス費・食費・居住費	* 1 を参照

- * 1 高額介護サービス費の利用者負担第 2 段階の方が、対象サービス⑤、⑥（予防を除く）、⑦、⑨、⑩を利用する場合、介護サービス費は軽減の対象外で、食費と宿泊費（居住費）のみが軽減の対象となる場合があります。詳細は市町村にお尋ね下さい。
- * 2 生活保護受給者が⑧⑨⑩の個室を利用する場合、居住費（滞在費）のみ全額減免です。
- * 3 特定負担限度額認定の対象外の方が⑧⑨⑩を利用する場合、介護サービス費のみ軽減の対象となり、食費と居住費（滞在費）は軽減の対象外となります。
- * 4 旧措置入所者で利用者負担割合が 5%以下の方はユニット型個室の居住費のみ対象です。
- * 5 市町村により軽減の内容が異なる場合もあります。詳細は市町村にお尋ね下さい。